七、株式会社桃園書房に対する件

昭和五二年（排）第一二号

排除命令

東京都千代田区神田司町二丁目五番地
株式会社　桃園書房
右代表者　代表取締役　唐沢好雄

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社桃園書房は、その発売する月刊雑誌「カービート」一九七六年一一月創刊号から一九七七年八月号までの一九七七年二月号を除く各号において、購読者を対象に、「ビッグプレゼント」と称して行つた景品類の提供が、次に掲げる告示の規定に、それぞれ違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

㈠　一九七六年一一月創刊号において行つた行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「雑誌業における懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四四年公正取引委員会告示第一八号）

㈡　一九七六年一二月号から一九七七年四月号までの一九七七年二月号を除く各号において行つた行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員

会告示第五号）第一項

㈢　一九七七年五月号において行った行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第四号）第一項

㈣　一九七七年六月号から一九七七年八月号までの各号において行った行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」第二項

二　同社は、今後一年間、購読者を対象に、景品表示法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号又は第二項の景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社桃園書房（以下「桃園書房」という。）は、肩書地に本店を置き、雑誌及び書籍の出版業を営む事業者である。

二　桃園書房は、その発売する月刊雑誌「カービート」一九七六年一一月創刊号から一九七七年八月号までの一九七七年二月号を除く各号において、購読者を対象に、「ビッグプレゼント」と称して、それぞれ募集の内容を掲載し、次の方法により、次表記載の各発売日から締切日までの間に応募させ、抽せんにより、それぞれ次表に掲げる中古自動車一台を一名に提供することを企画し、この企画を実施した。

㈠　一九七六年一一月創刊号においては、官製はがきに、編集に関連するアンケートの回答及び住所、氏名等を記

載させ、同誌に印刷した応募シールをちよう付させて応募させる。

㈡　一九七六年一二月号から一九七七年五月号までの一九七七年二月号を除く各号においては、官製はがきに住所、氏名等を記載させて応募させる。

㈢　一九七七年六月号から一九七七年八月号までの各号においては、官製はがきに、編集に関連するアンケートの回答及び住所、氏名等を記載させて応募させる。

カービート号数	発売日及び締切日		車名	価額
	発売日	締切日		
一九七六年一一月創刊号	昭和五一年　九月二五日	同年一〇月二〇日	ニッサンフェアレディSP三〇一四〇〇年式	七万円相当
一九七六年一二月号	昭和五一年一〇月二六日	同年一一月二〇日	マツダカペラREクーペ　四八年式	二〇万円相当
一九七七年　一月号	昭和五一年一一月二六日	同年一二月二〇日	ニッサンブルーバードDX五一〇四四年式	五万円相当
一九七七年　三月号	昭和五二年　一月二六日	同年　二月二〇日	ニッサンブルーバードP五一〇一六〇〇SSS四六年式	一五万円相当
一九七七年　四月号	昭和五二年　二月二六日	同年　三月二〇日	スバル三六〇スーパーDX四三年式	五万円相当
一九七七年　五月号	昭和五二年　三月二三日	同年　四月二〇日	マツダカペラREクーペ　四七年式	二八万円相当

一九七七年　六月号	昭和五二年　四月二三日	同年　五月二〇日	ホンダ一三〇〇クーペGT　四六年式	一五万円相当
一九七七年　七月号	昭和五二年　五月二三日	同年　六月二〇日	いすずフローリアン　四二年式	二六万円相当
一九七七年　八月号	昭和五二年　六月二三日	同年　七月二〇日	マツダカペラGS　四八年式	二八万円相当

三　前記二(一)及び(三)の雑誌に募集の内容を掲載して、当該雑誌の編集に関連するアンケートの回答の募集を行い、懸賞により景品類を提供する場合、提供することのできる景品類の最高額は、一万円である。また、前記二(二)の雑誌に募集の内容を掲載して、懸賞により景品類を提供する場合、懸賞に係る取引の価額は、二〇〇円であるから、提供することのできる景品類の最高額は、四、〇〇〇円である。したがつて、前記景品類の価額は、いずれもこれらの制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、桃園書房の行為のうち、

(一)　「カービート」一九七六年一一月創刊号において行つた行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第四号）附則第二項の規定により、同条の規定に基づく「雑誌業における懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四四年公正取引委員会告示第一八号）第一号に該当し、同告示の規定に、

㈡　「カービート」一九七六年一二月号から一九七七年四月号までの一九七七年二月号を除く各号において行つた行為は、同法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第四号）附則第二項の規定により、同条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に、

㈢　「カービート」一九七七年五月号において行つた行為は、同法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第四号）第一項の規定に、また、一九七七年六月号から一九七七年八月号までの各号において行つた行為は、同告示第二項の規定に、

それぞれ違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五二年九月六日

公正取引委員会

委員長代理委員　青山春樹

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔